

## 第 31 号 議 案

長崎県公立学校情報機器整備基金条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

### 長崎県公立学校情報機器整備基金条例

(基金の設置)

第 1 条 県又は市町が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 1 項の規定に基づき、長崎県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(基金の管理)

第 3 条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

3 この条例の失効の際、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

公立小中学校等及び特別支援学校小中学部の1人1台端末等の更新に係る経費を積み立てるため、基金を設置しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。